第９期　東久留米市介護保険運営協議会（第７回）　会議録

１　会 議 名　　第９期　東久留米市介護保険運営協議会（第７回）

２　日　　時　　令和８年６月４日（木）午後７時から午後７時４５分まで

３　会　　場　　東久留米市役所７階　７０１会議室

４　出席委員　　奥山委員（会長）、檜垣委員、後藤委員、長谷川委員、安達委員、中島委員、島﨑（宣）委員、佐々木委員、田中委員、桑原委員
以上１０名

５　欠席委員　　小玉委員、福泉委員、島崎（修）委員、　以上３名

６　事 務 局　　中谷福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、大木係長・木下主事（以上、保険係）、東海係長（介護サービス係）、中村係長（地域ケア係）、池主査、

７　傍 聴 人　　２名

８　次　　第

（１）開　会

（２）配布資料確認

（３）議題

議題１　　第９期東久留米市介護保険運営協議会（第６回）の会議録について

議題２　　第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

議題３　　東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について

議題４　　総合事業の方向性について

議題５　　地域密着型サービスについて

（４）その他

（５）閉　会

９　配布資料

【資料１】　　第９期東久留米市介護保険運営協議会（第６回）会議録（案）について

【資料２】　　第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

【資料３】　　東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について

【資料４】　　総合事業の方向性について

【資料５】　　地域密着型サービスについて

【参考資料１】指定介護事業者の指定の一部の効力の停止処分について

【参考資料２】東久留米市高齢者アンケート調査結果報告書

１０　会議録

（１）開　会　（省略）

（２）配布資料確認　（省略）

（３）議題

議題１　第９期東久留米市介護保険運営協議会（第６回）の会議録について

（省略）

議題２　第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

【会　長】　議題２について、事務局の説明を求める。

【事務局】　議題２、第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、資料２に沿って説明する。

まず、項目１、国の基本指針についてである。市町村介護保険事業計画の策定に先立ち厚生労働大臣が定める基本指針、正式名称は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針であるが、これは介護保険事業計画の策定におけるガイドラインとして位置づけられている。

この基本指針は、本年７月頃に開催される予定の全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議で最終案が示され、年末あるいは年明けに告示がされる予定となっている。その間、随時開催される国の社会保障審議会介護保険部会などにおける議論の内容を注視しつつ、第１０期計画の策定に向けた準備を進めていく必要がある。

現在、この部会で議論されている第１０期基本指針のポイント等については、資料２別紙に示しており、こちらは案の段階であるため、今後、細部の修正等もあるが、別紙資料の最終ページ、第１０期計画の基本指針において盛り込むことが考えられる事項として、介護保険サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化、介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等について、それぞれ触れられており、これらの内容を踏まえつつ、今後、東久留米市の計画の素案を策定していくこととなる。

次に、資料２に戻り、項目の２、計画の策定スケジュールである。ここでは、計画と本協議会との関係について説明する。資料２の表中、運営協議会となっている列、まず、今

年の２月、第６回運営協議会では、高齢者アンケートの速報を皆様へ報告しており、この５月・６月には、アンケート調査の報告書を協議会の資料として送付しているところである。

次に、これも本日であるが、計画のスケジュールについて説明し、次の８月、第８回協議会では、計画の骨子案を提示し、その次の１１月、第９回協議会においては、計画の素案を提示する予定となっている。ここまで非常にタイトなスケジュールとなっているので、必要な情報提供については、資料送付等により、協議会の開催と別に実施していく場合がある。

１１月の協議会において素案の承認を得た上で、市役所内部での意思決定として素案を確定し、その素案を公表し、パブリックコメントの実施、また、市民説明会、事業者説明会の開催を経て、来年の１月には最終的な計画案を提示していく。また、このパブリックコメントのタイミングで、委員各位より最終的な意見等をいただく期間を設けることとしている。

その後、最終的な計画案を確定し、東久留米市議会に報告し、保険料改定の条例改正等を経て、令和９年４月より第１０期計画がスタートするというスケジュールになっている。

最後に、資料２の２ページ、項目３のその他であるが、昨年１１月開催の第５回協議会において、高齢者アンケートとは別に実施するとしていた各種調査についての進捗を報告する。

まず、介護保険事業推進に関するアンケート調査、いわゆる介護事業者アンケート調査の進捗状況であるが、こちらは令和８年１月１９日に、市内で介護サービスを提供している８１法人に対しアンケート調査を送付しており、２月９日を回収期限とし、５４の法人から回答を得ている。

次に、認知症当事者へのヒアリング調査であるが、令和８年２月より、デイサービス、認知症カフェなど９か所で、本人、その家族、従事者を含む支援者を対象にヒアリングを実施した。これらの調査結果については、分析などを進めているが、さきの高齢者アンケートとは異なり、調査標本数の少ない、回答者が特定できてしまう恐れなどもあることから、結果報告書などを作成して公表するということはせず、いただいた回答については、計画の策定に向けた参考資料として活用していきたいと考えている。

説明は以上である。

【会　長】　事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【会　長】　質問等なければ、次の議題へ移る。

議題３　東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について

【会　長】　議題３について、事務局の説明を求める。

【事務局】　議題３、東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について、資料３に沿って説明する。

こちらの条例案については、開催中である令和８年第２回東久留米市議会定例会において上程をしたところであり、その内容を説明するものである。

施行時期については、令和８年７月１日、改正内容としては、新たに条例付則第１３条（令和８年度の保険料の減免に関する特例）を追加するものである。

改正主旨であるが、前回、第６回の本協議会において説明した条例改正では、令和８年度の介護保険料の算定に限り、令和７年税制改正の適用をしない場合の保険料算定、住民税上の合計所得金額と異なる算定を行うという部分を説明したが、今回はこれに加え、国において、令和７年度の住民税が非課税である者が、税制改正の範囲内で労働調整をした場合には、引き続き、令和８年度も介護保険料算定上の非課税として扱う減免を可能とすることと示され、また、被保険者からの申請によらない、自動で反映される、いわゆるプッシュ型での減免対応も可能とされたことに伴い、これらを実施するために条例の一部を改正するものとなっている。

減免の対象者については、まず、第一に、令和７年度における住民税が非課税であること。その上で、令和７年度税制改正の範囲内で令和７年中の給与収入が増加した方となり、本人が減免となった場合に、その属する世帯が課税世帯から非課税世帯となる場合には、その世帯員へも影響が生じる。

次の項目５、影響例で触れているが、この世帯への影響であるが、介護保険料の算定における保険料段階の判定では、まず、本人が住民税が課税あるいは非課税であるか。次に、その属する世帯が課税世帯か非課税世帯であるかによって段階が異なるため、本人の減免に伴い、その世帯員においても影響が出ることがあるものとなっている。

なお、現時点で、被保険者における令和７年中の収入については、介護保険担当部局では、まだ把握する段階にないことから、影響の試算というものは難しい状況となっている。

令和８年度の介護保険料については、７月１０日に被保険者宛てに発送を予定しているが、こちらの介護保険納入通知書においては、さきの条例改正による税制改正影響遮断、

今回の条例改正による特例減免の該当となる方にのみ、令和７年度税制改正に伴う影響反映がされている旨の記載を行う。

説明は以上である。

【会　長】　事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委　員】　４月１日の介護保険条例の改正に伴いという点は、この改正した時点における被保険者が対象者で今回の減免についても同じえあるのか伺う。また、７月１日施行ということであるが、この適用自体は介護保険の算定日から適用しているという形であるのか伺う。

【事務局】　今回の一連の影響遮断、特例減免に係る法律、条例の適用については、介護保険料の賦課日である４月１日に東久留米市の住民であることが１つの条件となる。例であるが、４月２日以降に転入された方は、これらの適用を原則受けないこととなる。

次に今回の条例改正では、一定の条件の対象となれば申請によらず減免を受けられるという例外規定を整備するものであるが、介護保険料の賦課と実質同時に減免するものであり、当初賦課となる７月１０日の前の７月１日を条例施行日としたものである。

【会　長】　ほかに質問等なければ、次の議題へ移る。

議題４　総合事業の方向性について

【会　長】　議題４について、事務局の説明を求める。

【事務局】　議題４、総合事業の方向性について資料４に沿って説明する。

項目１、介護予防・日常生活支援総合事業とは、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送れるように、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的に、市町村が実施するものである。

項目２、総合事業の構成については、こちらの図を用いて説明する。総合事業は、サービス・活動事業及び一般介護予防事業で構成されている。サービス・活動事業は、要支援認定を受けた方と、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方、継続利用の要介護者が対象となる。一般介護予防事業は、６５歳以上の方が対象となる。

項目３、総合事業の充実に向けた基本的な考え方についてであるが、国は令和６年度に総合事業のガイドライン改正を行い、総合事業の充実に向けた基本的な考え方として、市町村が中心となり総合事業で地域の力を組み合わせることと、高齢者や多様な主体の参画

を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化としている。

令和７年度以降、８５歳以上の人口は増加し、総合事業や介護サービスによる支援を必要とする高齢者は今後も増加していき、その中で、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要であり、総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を継続できるように支援するための体制を構築することが求められている。

総合事業の充実とは、地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動が地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにするものである。

今回のガイドライン改正では、高齢者の視点に立った地域での生活を継続するための仕組みが導入されている。

２ページ目の図にあるように、状態に応じたサービスを利用するだけでなく、高齢者自身が適切に活動を選択して参加するという視点が重要であり、総合事業の充実を通して、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりの下で社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人一人が自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指していくものとなっている。

以上のことを踏まえ、当市における今後の総合事業の方向性としては、サービス・活動事業と一般介護予防事業を連動させながら一体的に事業を組み立て、総合事業の拡充を段階的に進めていく。また、要介護状態にならない・悪化させないためのサービス・事業の充実と、高齢者自身のセルフマネジメントの定着を目指す。

なお、総合事業の方向性につきましては、第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画にも盛り込む予定としており、令和９年度からは、多様なサービス・活動の試行実施も検討しており、今回、国のガイドライン改正の内容と併せて報告をする。

説明は以上である。

【会　長】　事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【会　長】　質問等なければ、次の議題へ移る。

議題５　地域密着型サービスについて

【会　長】　議題５について、事務局の説明を求める。

【事務局】　議題５、地域密着型サービスについて、資料５に沿って説明する。

当市の介護保険運営協議会は、所掌事務として地域密着型サービス運営協議会の役割を担っており、そのため、定例的な議題として、地域密着型サービスの整備状況等を事務局より報告している。

初めに、１、地域密着型サービスの新規指定・廃止についてである。内容としては、昨年５月２９日に開催された第３回介護保険運営協議会以降に新規指定もしくは廃止した事業所の一覧である。

（１）新規指定の事業所については、サービス種別、地域密着型通所介護として、事業所名はステップぱーとな一東久留米が令和７年１０月１日に新規開設した。こちらは、この後に廃止の事業所として説明するデイサービス知好楽が株式会社リンクスケアへ事業譲渡されたことに伴い、開設された事業所となる。

次に、（２）廃止の事業所については、こちらもサービス種別としては、２事業所とも地域密着型通所介護にである。１つ目が、事業所名はデイサービス知好楽が令和７年９月３０日に、事業譲渡により廃止となった。２つ目が、事業所名デイホームきむらが令和８年２月２８日に、西東京市への移転により廃止となった。利用者については、全て移転先に引き継がれていると報告を受けている。

次に、２、地域密着型サービスの整備等についてである。こちらは、それぞれのサービス種別における事業所の整備数と定員数について、令和６年３月３１日時点と令和８年４月３０日時点で比較したものである。先ほど説明した、新規指定及び廃止した事業所の内容を反映させたものとなっている。

増減があった箇所のみ説明する。③地域密着型通所介護では、令和６年３月時点の整備数が２４か所であったのに対して、令和８年４月時点では２２か所となり、２か所の減となっている。表の右側、各圏域の内訳では、中部圏域、西部圏域が１か所ずつの減となっている。

定員数で見ると、令和６年３月時点で定員２８８名であったのに対して、令和８年４月時点では定員２９１名となっており、３名の増となっている。これは、事業所数としては２事業所減となった一方、既存の事業所において、定員変更により定員数を増加しているため、結果として定員は３名増となっている。地域密着型通所介護以外のサービス種別については、事業所数の整備数、定員数ともに変動はない。

なお、地域密着型通所介護への参入が多い理由としては、地域密着型通所介護は、定員１８人以下の小規模なデイサービスであり、定員１９人以上の通常規模のデイサービスよりも比較的低コストで建物や設備が用意できること、人員基準をクリアしやすいこと、また、単位数が高く設定されていることなどが考えられる。

【会　長】　事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

無ければ、議題については以上となるが、その他として、各委員、事務局より何かあるか。

（４）その他

【事務局】　事務局から３件の報告と連絡事項である。

【事務局】　１件目の報告であるが、指定介護事業者の指定の一部の効力の停止処分について、参考資料１に沿って説明する。

市内の指定介護事業者について、介護保険法第８４条第１項第６号に該当する事実、こちらは介護報酬の不正請求が認められたため、指定の一部効力停止の行政処分を行った。

初めに、１、指定の一部の効力を停止とした事業者の名称及び所在地であるが、事業者の名称としては、株式会社ツインキールズ。所在地としては、東京都東久留米市滝山４－１－４０。

次に、２、事業所名等であるが、サービス種別は居宅介護支援、事業所名は、居宅介護支援事業所アルゴである。以降については、記載のとおりである。

次に、３、指定の一部の効力の停止期間及び内容である。令和８年６月１日から令和８年１１月３０日までの６か月間の新規利用者の受入れ停止としている。

次に、４、介護保険法に基づく処分理由についてである。ここでは要点を説明する。（１）運営基準違反であるが、介護支援専門員（ケアマネジャー）は、少なくとも一月に１回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接をしてモニタリングを行うべきところ、１名の利用者について、担当ケアマネジャーは、これを行っていない事実が確認された。

モニタリングとは、作成したケアプランが利用者の心身の状況や生活実態に合っているか、サービスが計画どおり提供され、目標が達成されているかなどをケアマネジャーが評価するものである。加えて、そのモニタリングの結果は記録することとされているが、そのほか４２名の利用者について記録をしていなかった事実も確認され、これらは厚生労働省が定める基準に違反する行為となる。

次に、（２）介護報酬の不正請求についてである。（１）で説明した運営基準違反があっ

た場合、当該事業者は介護報酬を減算して請求すべきところ、減算せずに不正に請求していた。また、運営基準違反があった場合、特定事業所加算という加算、こちらは質の高いケアマネジメントを実施している事業所が取得できる加算であるが、こちらも算定することができないところ、加算して不正に請求をしていた。

このような事実が確認されたことから、当該不正請求額については返還を求めるとともに、当該事業者への指定の一部効力停止の行政処分を行った。本件については、市ホームページでも掲載している。

市としては、今回のケースを受け、改めて介護サービス事業所へ法令遵守の徹底を通知したほか、市内ケアマネジャーの会議等でも周知を行った。今後も法令遵守の徹底に取り組んでいく。

指定居宅介護支援事業者の指定の一部効力停止処分についての説明は以上である。

【事務局】　次に、報告の２点目、参考資料２に沿って説明する。

前回、第６回協議会の際には、速報版として報告した東久留米市高齢者アンケート調査に係る報告であるが、前回以降、クロス集計を行っている。その上で、報告書として作成が完了したので報告をする。こちらの報告書上の３ページ、ＰＤＦ上のページでは７ページから介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果、報告書上の１１５ページ、ＰＤＦ上の１１９ページより在宅介護実態調査結果となっている。

こちらの報告書につきましては、今後の４圏域、４か所の地域包括支援センターへの移行を見越した住所での集計を行っている。また、今回の協議会開催通知と併せて、こちらをデータ送付したところであるが、その後、５月２７日には市のホームページで閲覧することが可能となっている。

報告の２点目は以上である。

【事務局】　次に３点目、地域包括支援センターについて報告する。令和８年１０月１日に開設を予定している地域包括支援センターの委託先について、現在、地域包括支援センターブランチの業務を行っている医療法人丸山会となったことを報告する。

今後はブランチ業務と並行して、１０月の開設に向け、事務処理や引継ぎ等準備していく。また、地域包括支援センターの１か所増設及び圏域変更については、７月１日号、９月１日号、１０月１日号の計３回、市報への掲載を予定している。

報告の３点目は以上である。

【事務局】　次に連絡事項である。

次回の開催日についてであるが、例年にならえば、８月の開催を見込んでいるところであり、詳細等が定った段階で、委員各位へ連絡する。

次に、委員辞任に伴い、今後、事務局から東久留米市介護サービス事業者協議会に対し、改めて委員の推薦を依頼しているところであり、推薦があり、委員の委嘱等があった際には、改めて報告をする。

事務局からは以上である。

【会　長】　それでは第７回東久留米市介護保険運営協議会を閉会とする。

閉会時刻：午後７時４５分